

第四項		第三条の二第十六項		第七条第十項に		第四十六号) 第三条 の二第十六項	
第八項	第七項	表項第六		表項第五		第七項 租税条約等実施特 例法	第八項 租税条約等実施特 例法
第七項	第六項	第五項 同条第十九項第四 号	第六項 第三条の二第十八 項	第五項 同条第十九項第四 号	第六項 第三条の二第十八 項	第七項 同条第十三項第 四号	第七項 同条第十二項
第六項	第五項 第三条の二第十九 項	第五項 第三条の二第十八 項	第五項 第三条の二第十九 項	第五項 第三条の二第十八 項	第五項 第三条の二第十九 項	第五項 同条第十二項	第五項 第七条第十二項
第五項 第三条の二第十八 項に	第五項 第三条の二第十八 項に	第五項 第七条第十二項に	第五項 第七条第十三項第 四号	第五項 第七条第十二項	第五項 第七条第十二項	第五項 第七条第十二項	第五項 第七条第十二項

象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第三条の一 第二十 五項第四号		第七条第十九項 第四号	
第十項 四項に		第三条の二 第二十 四項の		第七条第十八項 の に	
第二項 第三条の二 第二十 四項に		第一項 第三条の二の二 第 四項に		第八条第二項に 第八条 第二項に	
項目	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項
第三項 六項に	第三条の二の二 第 四項に	第三条の二の二 第 四項に	第三条の二の二 第 四項に	第三条の二の二 第 四項に	第三条の二 第二十 五項第四号
第三項 六項に	第三条の二の二 第 四項に	第三条の二的二 第 四項に	第三条の二的二 第 四項に	第三条の二的二 第 四項に	第三条の二 第二十 五項第四号

第八条		租税条約等実施特例政令第二条の四第一項及び第二項の規定は、法第八条第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の四第一項及び第二項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）」と、「条約適用利子等の額」とあるのは「特例適用利子等の額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第一項	第二項	第三条の二の二第一項	第八条第二項に
第二項	第三条の二の二第一項	第八条第二項に	第八条第二項に
第三条の二の二第一項	第八条第二項に	第八条第二項に	第八条第二項に
第四項	租税条約等実施特例法	外国居住者等所 得相互免除法	第八条第二項
一 租税条約等実施特例政令第二条の四第三項及び第四項の規定は、法第八条第四項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の四第三項及び第四項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「条約適用配当等の額」とあるのは「特例適用配当等の額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			

第四項 租税条約等実施特例法		第三条の二の二第 六項	第八条第四項
3 租税条約等実施特例政令第二条の四第五項及び第六项の規定は、法第八条第七项の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の四第五項の表及び第六项の表中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「租税条約等実施特例法」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法」と、「第三条の二の二第十九项」とあるのは「第八条第二项」と、「条约適用利子等の額」とあるのは「特例適用利子等の額」と、同条第五项の表中「第三条の二第十六项」とあるのは「第七条第十项」と、「特定対象収益分配」とあるのは「同条第十六项」と、「特定利子」とあるのは「特定対象利子」と、「同条第十八项」とあるのは「同条第十二项」と、「特定収益分配」とあるのは「特定対象収益分配」と、「同条第十二项」と、「特定給付補てん金等」とあるのは「特定等」とあるのは「特定対象懸賞金等」と、「同条第二十四项」とあるのは「同条第十八项」と、「特定給付補てん金等」とあるのは「特定対象給付補填金等」と読み替えるものとする。 租税条約等実施特例政令第二条の四第七项及び第八项の規定は、法第八条第九项の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の四第七项の表及び第八项の表中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「租税条約等実施特例法」とあるのは「特例適用配当等の額」と、同条第七项の表中「第三条の二第十九项」とあるのは「第七条第十四项」と、「申告不要特定配当等」とあるのは「申告不要特定対象配当等」と読み替えるものとする。	外国居住者等所 得相互免除法		

險の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三十条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。第十二条及び第十六条において同じ。）について法第九条の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の五の規定中「法第三条の二の二第十項又は第十二項」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第七項又は第九項」と、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の条例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項」と、「国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税」である。

第十一条 法第十一条第一項に規定する対象国際運輸業所得には、外国居住者等がその営む国際運輸業（法第二条第八号に規定する国際運輸業をいう。次条第一項において同じ。）に付随して次に掲げる業務を行う場合における当該業務に係る所得を含むものとする。

一 船舶又は航空機の貸付け

二 前号に掲げる貸付け又は船舶若しくは航空機による旅客若しくは物品の運送の取次ぎ、媒介、代理その他これらに類する行為

三 旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又はこれらを空港から運送する行為

第七条第四項の規定は、法第十一条第六項において準用する法第七条第七項において非居住者は又は外国法人が支払を受ける法第十一条第六項に規定する第三国団体対象国際運輸業所得について所得税法第一百七十二条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七条第四項中「第七条第五項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）に規定する第三国団体対象事業所得」とあるのは、「第十一条第四項（国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税）に規定する第三国団体対象国際運輸業所得」と読み替えるものとする。

（国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税）

第十一条 法第十一条第一項に規定する対象国際運輸業所得には、外国居住者等がその営む国際運輸業（法第二条第八号に規定する国際運輸業をいう。次条第一項において同じ。）に付随して次に掲げる業務を行つ場合における当該業務に係る所得を含むものとする。

一 船舶又は航空機の貸付け

二 前号に掲げる貸付け又は船舶若しくは航空機による旅客若しくは物品の運送の取次ぎ、媒介、代理その他これらに類する行為

三 旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又はこれらを空港から運送する行為

第七条第四項の規定は、法第十一条第六項において準用する法第七条第七項において非居住者又は外国法人が支払を受ける法第十一条第六項に規定する第三国団体対象国際運輸業所得について所得税法第百七十二条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七条第四項中「第七条第五項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）に規定する第三団体対象事業所得」とあるのは、「第十一条第四項（国際運輸業に係る所得

4 租税条約等実施特例政令第一条の三第十六項 までの規定	第二条 の二第 二項か ら第四 項まで	法第十二条法第十一条第七項に規定する 申告不要第三国団体対象配当		第七 条第 五項	次 の表 の上欄 に掲 げる 租 税 条 約 等 実 施 特 例 政 令 の規 定 は、そ れぞ れ同 表 の中 欄 に掲 げる 場合 に、そ れぞ れ同 表 の上 欄 に掲 げる 租 税 条 約 等 実 施 特 例 政 令 の規 定 の讀 み方 によ る。 替え につ いては、そ れぞ れ同 表 の下 欄 に掲 げる 規 定 の例 によ る。
		第二条 の三第 二項か ら第八 項まで	法第十二条法第十一条第八項に規定する 特定対象利子に係る利子所得及び配当所 得について同項において準用す る法第七条第十項後段の規定 の適用がある場合		
第二条 の三第 九項か ら第十 項まで	法第十二条法第十一条第九項に規定する 特定対象収益分配に係る配当 所得について同項において準 用する法第七条第十一項後段 の規定の適用がある場合	第七 条第 七項	法第十二条法第十一条第十項に規定する 申告不要特定対象配当等に係 る利子所得及び配当所得につ いて同項において準用する法 第七条第十四項後段の規定の 適用がある場合	第七 条第 七項	法第十二条法第十一条第十一項に規定す る特定対象懸賞金等に係る一 時所得について同項において準 用する法第七条第十六項後 段の規定の適用がある場合
第二条 の三第 十二項 から第 十五項 まで	法第十二条法第十一条第十二項に規定す る利子所得及び配当所得につ いて同項において準用する法 第七条第十四項後段の規定の 適用がある場合	第七 条第 八項	法第十二条法第十一条第十三項に規定す る利子所得及び配当所得につ いて同項において準用する法 第七条第十四項後段の規定の 適用がある場合	第七 条第 九項	法第十二条法第十一条第十四項に規定す る利子所得及び配当所得につ いて同項において準用する法 第七条第十四項後段の規定の 適用がある場合

又は同条第十七項から第二十項までの規定の讀替えについては、それぞれ第七条第十項の規定又は同条第十一項の規定の例による。

(国際運輸業に係る所得に係る国民健康保険税) 場合	八条第九項の規定の適用がある
------------------------------	----------------

第十項中「同条第二項」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十四条第二項」

第二条	法第十五条第十四項に規定す る場合	用する法第七条第八項後段の 規定の適用がある場合
第三条	法第十五条第十五項に規定す る場合	用する法第七条第八項後段の 規定の適用がない場合

八項	第七項及 び第 八項	第五項 及 び第 六項	第三項及 び第 四項	第一項及 び第 二項	法第十二條第五項に規定する特 別適用利子等に係る利子所得、 配当所得及び雜所得について同 項において準用する法第八條第 四項の規定の適用がある場合	法第十二條第六項に規定する特 別適用配当等に係る利子所得、 配当所得及び雜所得について同 項において準用する法第八條第 七項の規定の適用がある場合	第一項及 び第 二項	旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又は これらを空港から運送する行為	船舶又は航空機の貸付け
					法第十二條第五項に規定する特 別適用利子等に係る利子所得、 配当所得及び雜所得について同 項において準用する法第八條第 四項の規定の適用がある場合	法第十二條第六項に規定する特 別適用配当等に係る利子所得、 配当所得及び雜所得について同 項において準用する法第八條第 七項の規定の適用がある場合	第一項及 び第 二項	船舶又は航空機の貸付け	船舶又は航空機の貸付け
					法第十二條第五項に規定する特 別適用利子等に係る利子所得、 配当所得及び雜所得について同 項において準用する法第八條第 四項の規定の適用がある場合	法第十二條第六項に規定する特 別適用配当等に係る利子所得、 配当所得及び雜所得について同 項において準用する法第八條第 七項の規定の適用がある場合	第一項及 び第 二項	船舶又は航空機の貸付け	船舶又は航空機の貸付け
					法第十二條第五項に規定する特 別適用利子等に係る利子所得、 配当所得及び雜所得について同 項において準用する法第八條第 四項の規定の適用がある場合	法第十二條第六項に規定する特 別適用配当等に係る利子所得、 配当所得及び雜所得について同 項において準用する法第八條第 七項の規定の適用がある場合	第一項及 び第 二項	船舶又は航空機の貸付け	船舶又は航空機の貸付け
					法第十二條第五項に規定する特 別適用利子等に係る利子所得、 配当所得及び雜所得について同 項において準用する法第八條第 四項の規定の適用がある場合	法第十二條第六項に規定する特 別適用配当等に係る利子所得、 配当所得及び雜所得について同 項において準用する法第八條第 七項の規定の適用がある場合	第一項及 び第 二項	船舶又は航空機の貸付け	船舶又は航空機の貸付け

では第九条の規定の例によると

二一 外国の中央銀行

第二百三十九條

法第十四条第四項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第六十六条の四第五項に規定する政令で定める場合に相当する場合その他これに準ずる場合に法第十四条第四項の居住者又は内国法人に係る外国関連者と同項の非関連者との間の取引につき租税特別措置法第六十七条の四第一項の規定に相当する外国の法令の規定の適用上当該取引が当該居住者又は内国法人に係る外国関連者の法第十四条第一項に規定する外国関連取引に相当する取引とみなすこととされるときにおけるこれらの場合とする。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の十二第十項の規定は法第十四条第四項の規定により同条第一項に規定する外國関連取引とみなされた取引に係る同項に規定する独立企業間価格について準用する。この場合において、同令第三十九条の十二

<p>4 〔第十五条规定のうち同項又は同条第八項の規定の適用を受けるもの」と読み替えるものとする。</p>
<p>〔第十五条第七項（配当等に対する源泉徴収に関する所得税の税率の特例等）に規定する第三回国団体対象事業所得とあるのは、係る所得税の税率の特例等〕に規定する第三回国団体対象配当等の額のうち同項又は同条第八項の規定の適用を受けるもの」と読み替えるものとする。</p>

により計算した金額について和税金等実
特別政令第二条の三第三十七項から第二十項ま
の規定は法第十五条第八項に規定する特定
象給付補填金等に係る譲渡所得一時所得及
雜所得について同項において準用する法第七
第十項後段の規定の適用がある場合につ
て、それぞれ準用する。この場合における租
約等実施特別政令第二条の三第三十六項の規
又是同条第十七項から第二十項までの規定の
替えについては、それぞれ第七条第十項の規
又是同条第十一項の規定の例による。
法第五十五条第十九項第一号に規定する政令
定める税率は、百分の八・五とする。
法第十五条第二十七項に規定する政令で定
る特殊の関係は、租税特別措置法第四十条の
三第二項第一号イに規定する特殊の関係と

8
法第十五条第二十七項の規定を適用する場合において、同項に規定する特殊の関係が存在するかどうかの判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとする。

（注）第一五条第一項第一号に規定する所得は、次に掲げるものとする。
一 所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金

金の配当（次に掲げる受益権に係るもの）を除く。）、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息その他経済的な性質がこれら

に準ずるもの
イ 所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託以外の同

項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託の受益権

（資産の加重化に関する法律）第二百三十条第一項第一号に規定する社債的受益権

二 所得税法第二条第一項第十二号の二に規定する投資信託（同項第十五号に規定する公社債投資信託及び同項第十五号の二に規定する

公社債等運用投資信託を除く。) 又は同項第十五号の五に規定する特定受益証券発行信託の収益の分配

法第十五条第二十九項第二号に規定する政令で定める所得は、次に掲げるものとする。
一　去第十五条第二十九項第二号に規定する言

二 沿第一二三款第一二九〇第二号に規定する
用に係る債権から生ずる所得

合同運用信託 同項第十五号に規定する公社債投資信託又は同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託の収益の分配

三 所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当（前項第一号イ又はロに掲げる受益権に係るものに限る。）

四 所得税法第一百六十一條第一項第十号に規定する政令で定める債券の買戻又は売戻条件付売買取引から生ずる同号に規定する政令で定

五 所得税法第百七十四条第三号から第八号まで
ある算出方法に付する同号に規定する政令一定
める差益

ては掲げる給付補填金利息 利益又は差益

（配当等に対する特別徵収に係る住民税の特例）
第十五條 次の表の上欄に掲げる租税條約等実施規則政令第二条の四の規定は、それぞれ同表の中欄に掲げる場合について準用する。この場合

第一 第一例による。規定する特
項及 第十六条第二項に規定する特
列菌用剤等に係る割子所得、 条第
額

に対する源泉徴収による所得税の額に当該外国居住者等の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額から期間対応差益（当該割引債の償還差益に当該外国居住者等の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額をいう。）に百分の十の税率を乗じて計算した金額を控除した残額に相当する金額

税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）。以下この章において「租税条約等実施特例法」という。第二条第一号に規定する租税条約に係る株主等償還差益（租税条約等実施特例政令第三条第二項に規定する株主等償還差益をいう。以下この項において同じ。）が含まれている場合において、当該外国居住者等に対する租税条約等実施特例法第三条の三第二項の規定により還付する所得税の額は、租税条約等実施特例政令第三条第二項の

規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

条第一項の規定により第一項第一号に定める金額が還付される場合、租税条約等実施特例改正令第三条第二項第一号又は第二号の規定による

政令第3条第2項第一号に規定する金額から第一項第一号の規定により計算した金額に當該償還差益の額のうち、

に当該株主等償還差益の額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した残額に相当する金額

二 当該償還差益について適用される法第十八条第一項の規定により第一項第二号に定める金額が還付される場合 零

4 税条約等実施特例政令第三条第四項の規定は第一項各号及び第二項第一号に規定する源泉徴収又による所得税の額について、同条第五項も

規定する所有期間割合について、それぞれ準定

する
法第十八条第一項又は第二項の規定による還付は、外国居住者等又は外国法人が総務省令

財務省令で定めるところにより還付請求書を提出した場合に限り、割引債の償還（買入消却を含む）の際、還付する。

6 税特措法施行令第二十六条の十二第二項後段及び第二十六条の十四の規定は、前項の賦課する金額について準用する。

法第十九条第一項又は第二項の規定による還付を受ける外國居住者等又は外國法人に対する且色手引書類を提出する事の見守り

租税特別措置法施行令第二十六条の十一の規定の適用については、同条第一項中「により計算した金額」とあるのは「に準じて計算した金額」とある。

から外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二百二十七号)第十七条第一項から第三項までの規定により計算した還付

法第三十四条第四項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により益金の額に算入されない金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額に、当該法人の利益積立金額の計算については法人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の金額に、それぞれ含まれるものとする。

3 地方税法施行令第六条の十三第一項及び第二項並びに第六条の十四第一項の規定は、法第三十四条第一項から第八項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第六条の十三条第一項中「過誤納金の還付」とあるのは「特別過誤納金等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等）に関する法律第三十四条第六項の規定により読み替えられた法第十七条に規定する特別過誤納

（住者等の所得に交付する林業手当並びに支拂い戸税和地等の非課税等に関する法律第三十三条第三項に規定する加算金）と読み替えるものとする。

第二十八条 法第三十四条第三項第一号に規定する政令で定める日は、同条第一項の国税局長官の確認があつた日とする。

4
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第六条の七の規定は、法第三十三条の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令附則第六条の七中「還付金等」とあるのは「特別過誤納金等」と、「法附則第九条の十第一項各号」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第七項の規定により読み替えられた法附則第九条の十第一項」と、「還付加算金」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第七項の規定により読み替えられた法附則第九条の十第一項」と、

6
による所得税等の非課税等に関する法律第三十四
条第一項に規定する特別過誤納金」とする。
法第三十四条第十一項第一号に規定する政令
で定める日は、同条第九項の国税庁長官の確認
があつた日とする。

7
法第三十四条第十二項の規定の適用を受けた
法人の同項の規定により益金の額に算入されな
い金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五
項の規定の適用についてはこれらの規定に規定
する所得等の金額に、当該法人の利益積立金額
の計算については法人税法施行令第九条第一号
イに規定する所得の金額に、それぞれ含まれる
ものとする。

8
地方税法施行令第六条の十三第一項及び第二
項並びに第六条の十四第一項の規定は、法第三
十四条第九項から第十六項までの規定を適用す
る場合について準用する。この場合において、

一項第三号の三に掲げる酒(含む)を販賣するものとして納入された金額に係る特別過誤納金の支払をし、又は充当をした場合における地方税法施行令第九条の十九第一項の規定の適用については、同項の表八月の項中「還付金」とあるのは、「還付金又は配当割」として納入された金額に係る外國居住者等の所得に対する相互主義に

方税法第十七条の二第一項から第三項までの規定による充當をいう。次項において同じ。)をした場合における地方税法施行令第九条の十五第一項の規定の適用については 同項の表八月の項中「還付金」とあるのは「還付金又は利子割として納入された金額に係る外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金」とする。

道府県知事が配当割(地方税法第二十三条第一項第三号の三に掲げる既判例と、)をこ

2 確認した場合に限る。)
法第三十五条に規定する納付すべき法人税に
係る延滞税は、租税特別措置法第六十六条の四
第一項の規定を適用した場合に納付すべき法人
税の額から同項の規定の適用がなかつたとした
場合に納付すべき法人税の額に相当する金額を
控除した金額に係る延滞税とし、法第三十五条
に規定する地方法人税に係る延滞税は、同項の
規定を適用した場合に納付すべき地方法人税の
額から同項の規定の適用がなかつたとした場合
に納付すべき地方法人税の額に相当する金額を
控除した金額に係る延滞税とする。
(国外居住者等との間の取引につき国外関連者
との取引に係る課税の特例の適用がある場合の
納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請手続
等)

第三十条 法第三十六条第一項に規定する法人税
の額及び地方法人税の額並びに当該法人税の額
納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請手続

注第三十五条は規定する特定国外退避者が係る当該国外の租税を減額し、かつ、その減額により還付をする金額に、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十八条第一項に規定する還付加算金に相当する金額の全部又は一部を付さないこと（その付さない金額の計算の基礎となる期間につき国税庁長官が准認する場合を除く。）

第二十九条 法第三十五条に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一 法第三十五条に規定する国外関連取引に係る同条に規定する独立企業間価格につき法第三十二条第一項の国税局長官の確認があつたこと。
二 外国の租税に関する権限のある機関が、前号の独立企業間価格に相当する金額に基づき去第三十五条に規定する特權を国外関連取引との取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除による要件は、次に掲げる要件とする。

四 更正決定に係る地方法人税の額を基礎として課すこととされる加算税の額から、猶予対象以外の地方法人税の額を基礎として課すこととされる加算税の額を控除した金額

法第三十六条第一項に規定する確認がない場合その他の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は、国税庁長官が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 法第三十二条第一項の外国の租税に関する権限のある機関が当該外国の法人税に相当する税の課税上同項に規定するその異なることとなつた内容を基礎とすることとなると認められに至らないと国税庁長官が認めた場合

る更正決定（同条第二十七項第三号に掲げる更正決定をいう。以下この号において同じ。）により納付すべき地方法人税の額（次号において「更正決定に係る地方法人税の額」という。）から、当該更正決定のうち法第三十六條第一項に規定する地方法人税の額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に納付

二　更正決定に係る法人税の額を基礎として課することとされる加算税（国税通則法第六十九条に規定する加算税をいう。以下この号及び第四号において同じ。）の額から、猶予対象以外の法人税の額を基礎として課することとされる加算税の額を控除した金額

三　法第三十六条の四第一項に規定する租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用に係る更正決定（同条第二十二項第三号に掲げる

• • •

二 法第三十六条第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額に関し法第三十二条第一項の国税庁長官の確認があつた場合において、当該確認に係る同項に規定するその異なることとなつた内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。

租税特別措置法施行令第三十九条の十二の二第三項及び第四項の規定は、法第三十六条第二項において準用する租税特別措置法第六十六条の四の二第二項から第八項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第三十九条の十二の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は、道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

対象法人の

において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割の額又は付加価値割の額」という。から、当該更正決定のうち法第三十八條第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割の額又は付加価値割の額(次号において「猶予対象以外の所得割の額又は付加価値割の額」という。)を控除した金額。

二 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割の額又は付加価値割の額を基礎として徴収することとされる過少申告算金、不申告加算金及び重加算金の額から、猶予対象以外の所得割の額又は付加価値割の額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告算金及び重加算金の額を控除した金額。

法第三十八条第五項に規定する確認がない場合その他の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は、道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 法第二十二条第一項の外国の租税に関する権限のある機関が当該外国の法人税に相当する税の課税率上同項に規定するその異なることとなつた内容を基礎とすることとなると認められる場合とし、同項に規定する法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。

法第三十八条第五項の規定による徴収の猶予を受けた法人の事業税についての地方税法施行令第六条の十四第四項の規定の適用についてあるのは、同項第四号中「第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第五項」とする。

地方税法施行令第三十二条の二第三項及び第四項の規定は、法第三十八条第六項において準用する地方税法第七十二条の三十九の二第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第三十二条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	第三十八条规定	第四十条第二項において準用する法第三十九条第三項
第三項	第三十六条规定	第三十七条第一項において準用する法第三十九条第三項
二項	第一項	三十六条规定第一項
一項	法人税の額及 び地方法人税	所得税
項三第一	項二第一項 法第三百二十一 条の七の十 三第二項	項二第一項 法第三百二十一 条の七の十 三第二項
項三第一	法第三百二十一 条の七の十 三第二項	法第三百二十一 条の七の十 三第二項
項三第一	法第三百二十一 条の七の十 三第二項	法第三百二十一 条の七の十 三第二項

同項の申立て	同項第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て	前条第八項の規定は、法第四十条第五項において準用する法第三十八条第五項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	立てる 法第三百二十二条の七の十 三第一項	前条第二項における準用法第四十条第二項において準用する外國居住者等所得相互免除法第三十八条第三項
第号二	第三項	第二項	第一項	第一項
項二第 法第七 十二条 の五十	五項	第四十条第五項において準用する法第三十八条第五項	第六項	第五項
六	第八項 第一号 第二号	第八項 第一号 第二号	第八項 第一号 第二号	第八項 第一号 第二号
7	法第四十条第五項において準用する法第三十八条第五項の規定による徴収の猶予を受けた個人の事業税についての地方税法施行令第六条の十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項若しくは外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十条第五項において準用する同法第三十八条第五項」とする。	法人税の額及び地方法人税の額	法人税	法人税
7	地方税法施行令第三十五条の四の二第二項及び第三項の規定は、法第四十条第六項において準用する地方税法第七十二条の五十七の二第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法第三十五条の四の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	所得税の額	所得税	所得税

2 当該」とあるのは「の終了の事実、当該報告対象契約に係る」として、同項の規定を適用する。

3 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第四十一条の二第八項の規定により物件を留め置く場合について適用する。

4 道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への適用)

5 第三十四条 この章の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定（法人の市町村民税に関する規定を除く。）は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法人税法第二条第四号に規定する外国法人で、当該外国の法令において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理され、かつ支配されている場所を有することその他當該外国にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、法の施行の日（昭和三十七年五月二十五日）から適用する。

四 一 号

この政令は、公布の日から施行し、改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の規定は、昭和三十七年五月二十五日から適用する。

1	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和四〇年八月一二日政令第二九号) 抄
1	この政令は、昭和四十年八月二十二日から施行する。
附 則	(昭和四二年六月五日政令第三三号) 抄
1	この政令は、昭和四十二年六月九日から施行する。
附 則	(昭和四三年七月二十五日政令第二五七号) 抄
1	この政令は、昭和四十三年七月二十六日から施行する。
附 則	(昭和四三年一〇月二十四日政令第三一号) 抄
1	この政令は、昭和四十三年十月二十五日から施行する。

二 前号に掲げる貸付け又は船舶若しくは航空機による旅客若しくは物品の運送の取次ぎ、媒介、代理その他これらに類する行為
三 旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又はこれらを空港から運送する行為
(外国の指定等)

第三十六条 法第四十四条规定又は第四十五条に規定する政令で指定する外国は、別表の上欄に掲げる外国とし、これらの規定に規定する外国の居住者たる個人若しくは法人で国際運輸業を営むもののこれらの規定の適用を受ける所得又は当該所得について課さないものとされ、若しくは課することができないものとされる税目は、当該各外国につき、それぞれ同表の中欄又は下欄

第三十二条第七項第一 号及び第八項	第三十三条第一項	第三十三条第三項	道府県知事	都知事
	税	税	道府県民	都民税
	市町村民	民税	特別区	都民税
2 地方税法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前項の規定にかかわらず、第二十三条第二項及び第三十二条第四項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項中「市町村長」とあるのは「都知事」と、同条第五項中「市町村民税」とあるのは「都民税」と読み替えるものとする。	得税等の非課税	(国際運輸業に係る所得の範囲)	第一章 国際運輸業に係る所得に対する所	第三十五条 法第四十四条に規定する国際運輸業。(次条及び別表において「国際運輸業」という。)を管む者の法第四十四条及び第四十五条に規定する所得(地方税法第七十二条の十二第一号に規定する付加価額額及び同条第二号に規定する資本金等の額を含む。以下この条、次条及び同表において同じ。)には、その者が当該事業に付随して次に掲げる業務を行う場合における当該業務に係る所得を含むものとする。 一 船舶又は航空機の貸付け

法人税法第二条第四号に規定する外国法人で、当該外国の法令において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することと、その他当該外国にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものとする。

この政令は、公布の日から施行し、法の施行の日（昭和三十七年五月二十五日）から適用する。

附 則（昭和三八年四月二四日政令第一四一号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の規定は、昭和三十七年五月二十五日から適用する。

附 則（昭和三八年七月一日政令第二三〇号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年九月六日政令第三二二号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年四月二七日政令第三三〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年一〇月五日政令第三三〇号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和三十七年五月二十五日から適用する。

附 則（昭和四〇年三月三一日政令第九三〇号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年四月三〇日政令第一四〇号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年五月二五日政令第一七三号）

1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四〇年八月一二日政令第二
七九号) 抄

1 この政令は、昭和四十年八月二十二日から施行する。
附 則 (昭和四二年六月五日政令第一
三号) 抄

1 この政令は、昭和四十二年六月九日から施行する。
附 則 (昭和四三年七月二十五日政令第一
五七号) 抄

1 この政令は、昭和四十三年七月二十六日から施行する。
附 則 (昭和四三年一〇月二十四日政令第一
三一号) 抄

1 この政令は、昭和四十三年十月二十五日から施行する。
3 改正後の別表中南アフリカ共和国に係る部分は、昭和四十二年分以後の所得税並びに昭和四十三年度分以後の個人の道府県民税、個人の事業税及び個人の市町村民税並びに昭和四十二年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税について適用する。

附 則 (昭和四四年四月一日政令第九
〇号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四四年六月二八日政令第一
七八号)

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 1 この政令は、改正後の別表中レバノン共和国に係る部分は、昭和四十二年分以後の所得税並びに昭和四十三年度分以後の個人の道府県民税(都民税を含む。以下同じ)、個人の事業税及び個人の市町村民税(特別区民税を含む。)並びに昭和四十二年一月一日以後に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税について適用する。

附 則 (昭和四四年八月五日政令第二
二号) 抄

1 この政令は、昭和四十四年八月六日から施行する。
附 則 (昭和四五年一〇月二七日政令第一
三一八号)

令第二十条の二の次に十八条を加える改正規定（同令第二十一条の三第一項の改正規定（第七十二条の十四第一項本文）を「第七十二条の二十三第一項本文」に改める部分、「法人税法第二条第六号に規定する連結申告法人をいう。以下本節において同じ。」）を削る部分及び「第七十二条の十四第二項」を削る部分及び「第七十二条の二十三第二項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（第七十二条の十四第一項本文）を「第七十二条の二十三第一項本文」に改める部分及び「第七十二条の二十四第二項」を「第七十二条の二十三第二項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（同条第四項の改正規定（第七十三条第一項本文）を「第七十二条の二十三第一項本文」に改める部分及び「第七十二条の十四第二項」を「第七十二条の二十三第二項」に改める部分に限る。）、同条第五項の改正規定（第七十二条の十四第一項本文）を「第七十二条の二十三第一項本文」に改める部分及び「第七十二条の二十四第一項本文」を「第七十二条の二十三第一項本文」に改める部分に限る。）、同令第二十二条第一項の改正規定（第七十二条の五から第二十二条の七までの改正規定、同令第二十二条の四の改正規定（第七十二条の十四第一項本文）を「第七十二条の二十三第一項」に改める部分に限る。）、同令第二十二条第一項の二及び第二十二条の三の改正規定、同令第二十二条の四の改正規定（第七十二条の十四第一項本文）を「第七十二条の二十三第一項」に改める部分に限る。）、同令第二十二条第一項の二の二及び第二十二条の三の改正規定、同令第二十二条の四の改正規定（第七十二条の二の三まで及び第三十条の改正規定、同令第二十二条から第二十三条までの改正規定、同令第三十二条の次に二条を加える正規定、同令第二十三条の二から第二十三条の六までを削る改正規定、同令第二十四条から第二十四条の二の三まで及び第三十条の改正規定、同令第二十二条から第二十三条までの改正規定、同令第三十二条の次に二条を加える正規定、同令第三十三条の二第二項、第三十四条第二項及び第三十五条の三第一項の改正規定、同条の次に十条を加える改正規定（同令第三十五条の八第四項を削る改正規定、同令第三十六条の二の二第二項第三号及び第三十七条の二の四の改正規定、同令第三十七条の九の五の次に三条を加える改正規定（同令第三十七条の九の八に係る部分に限る。）、同令第五十五条の十五の次に四条を加える改正規定（同令第五十五条の十五の五に係る部分に限る。）並びに同令第五十二条の十の十七、第

五十四条の十六、第五十四条の十六の二¹及び第五十六条の三十六の改正規定並びに附則第七条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十六条並びに第十七条の規定、附則第十八条の規定（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第一条の改正規定に限る。）並びに附則第十九条第二項の規定
平成十六年四月一日
(外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
第十七条 前条の規定による改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令第一条の規定は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する相互主義による事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
附 則 (平成一六年七月二三日政令第二三八号)
1 この政令は、平成十六年八月一日から施行する。
2 改正後の別表中アラブ首長国連邦に係る部分は、平成十七年分以後の所得税並びに平成十八年度分以後の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに平成十六年八月一日以後に開始する事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税について適用する。
附 則 (平成一八年三月三一日政令第一二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二一年五月二九日政令第一二一号)
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。
附 則 (平成二一年五月二九日政令第一二一号)
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。
附 則 (平成二一年五月二九日政令第一二一号)
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。

（施行期日）
三九一號　附 則（平成二六年一二月一二日政令第一号）

1　この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の別表アラブ首長国連邦の項に規定する所得に対する平成二十六年分以前の所得税、平成二十七年度分以前の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに平成二十七年一月一日前に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年一二月一四日政令第三四三九号）

1　この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

（施行期日）

2　改正前の別表カタール国の項に規定する所得に対する平成二十七年分以前の所得税、平成二十七年度分以前の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに平成二十八年一月一日前に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年五月二十五日政令第二二六号）抄
（施行期日）

第一条　この政令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次条第二項及び附則第四条第一項において「改正法」という。）附則第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令第一条を同令第三十五条とし、同条の前に一章及び章名を加える改正規定（第三十三条に係る部分に限る。）は、平成三十一年一月一日から施行する。（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）から平成二十

九年三月三十一日までの間ににおける第一条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下この条において「外国居住者等の所得相互免除法施行令」という。）第三十条第二項の規定の適用については、同項第一号中「第六十六条の四第二十一項第一号又は第六十八条の八十八第二十二項第一号」とあるのは、「第六十六条の四第十七項第一号又は第六十八条の八十八第十八項第一号」と同項第三号中「第六十六条の四第二十一項第三号又は第六十八条の八十八第二十二項第三号」とあるのは、「第六十六条の四第十七項第三号又は第六十八条の八十八第十八項第三号」とする。

二 条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
該各号に定める日から施行する。

者等の法人税に係る部分に限る。)の規定は、
始する事業年度分の法人税について適用する。
6 新令第四条第三項(法人の道府県民税(法人
の都民税を含む。(以下この項において同じ。)
に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に
開始する事業年度分の法人の道府県民税につい
て適用する。
5 新令第四条第三項(法人の事業税に係る部分
に限る。)の規定は、施行日以後に開始する事
業年度に係る法人の事業税について適用する。
6 新令第四条第三項(個人の事業税に係る部分
に限る。)の規定は、令和二年度以後の年度分
の個人の事業税について適用する。

三 第一条中地方税法施行令第六条の二十の三、第七条の三の二、第七条の四の二第一項から第三項まで、第十条及び第四十六条の二の三の改正規定並びに第四条並びに次条第一項及び第二項並びに附則第七条第一項及び第十二条の規定 平成三十一年一月一日
附 則 (平成三十一年三月三一日政令第一二六号) 抄

(施行期日)

3 施行日から平成二十九年三月三十一日までの間における外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第七項の規定の適用については、同項第一号中「第六十六条の四第二十一項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」とあるのは「第六十六条の四第十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」と、「第六十八条の八十八第二十二項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項」とあるのは「第六十八条の八十八第十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十項」とする。

の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第三十二条第七項第一号の改正規定に限る。）及び第九条の規定令和二年四月一日

（施行期日）
○三号）抄
（平成三年三月二九日政令第一
二 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三十条第一項の改正規定、第三十一条第一項の表前条第一項第一号の項の改正規定（第六十六条の四第二十一項第一号）を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める部分に限る）、同表前条第一項第三号の項の改正規定及び第三十二条第七項第一号の改正規定、令和二年四月一日
二 第三十一条第一項の表前条第一項第一号の項の改正規定（第六十六条の四第二十一項第一号）を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める部分を除く。）令和三年一月一日
附 則（令和元年六月二一日政令第三二
号）抄

附 則 (平成三一年三月二九日政令第八八)
七号 抄
(施行期日) 附 則 (平成三一年三月二九日政令第八八)
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から
施行する。
(施行期日) 附 則 (平成三一年三月二九日政令第八八)
第一条 この政令は、平成三十一年十月一日から
施行する。

第三条 所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）附則第二条第四項の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第五十五条第一項の規定の適用がある場合について、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）附則第四条第一項及び第三項の規定は、同法附則第五十五条第四項において準用する同法附則第二十一条第二項の規定及び同

（施行期日）
第一条 この政令は、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新法人税法施行令」という。）、第二条の規定による改正後の地方法人税法施行令、第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新租税特別措置法施行令」という。）、第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新震災特例法施行令」という。）の規定による改正後の国税通則法施行令及び第二十四条の規定による改正後の法人税法施行令等の一部を改正する政令の規定は、法人税法等（人格のない社団等を含む。以下附則第二十二条までにおいて同じ。）のこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年四月一日以後に施行されるものに限る。）の施行の日）において適用する。

一年法律第八号。以下「改正法」という。附則第十四条第一項に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度」という。）を除く。の所得に対する法人税及び施行日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

別段の定めがあるものを除き、法人的施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号）に掲げる改定規定に限る。附則第七条第二項において同じ。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が施行日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第三十八条までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八条の四に規定する連結所得をいう。）に対する法人税並びに法人の施行日前に開始した課税事業年度（旧事業年度を含む。）の基準法人税額に対する地方法人税について得をいう。以下附則第三十八条までにおいて同じ。）に対する法人税並びに法人の施行日前に開始した課税事業年度（旧事業年度を含む。）の基準法人税額に対する地方法人税について得をいう。以下附則第十四条第二項の規定によりな（平成二十六年法律第十一号。以下「旧地方法人税法」という。）による改正前の地方法人税法（昭和三十七年法律第六十六号）、改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧租税特別措置法」という。）による改正前の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）、改正法第十七条の規定（改正法附則第一条第五号又は掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧租税特別措置法」という。）による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）、改正法第十八条の規定（改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の外國居住者等の所得に対する相互主義による改正前の所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十一条）、改正法第二十三条の規定による改正前

			外国
オランダ 王国	合衆国	アメリカ	アメリカ
国際運輸業に係る所得	機による国際運輸業に係る所得 オランダ王国に登録されている船舶による国	アメリカ合衆国の居住者が営む船舶又は航空機による国際運輸業に係る所得 オランダ王国に登録されている船舶による国	非課税所得
び事業税	所得税、法人税及 び事業税	所得税、法人税及 び事業税	税目

第一条 する。

この政令は、令和四年四月一日から施行

(命和二年九月四日啟命第一六四)
附則

1

附 則（令和五年三月三一日政令第一四七号）

10

別表（第三十六条関係）

四

オランダ		機による国際運輸業に係る所得
オランダ王国に登録さ		び事業税
	所得税、	

Page 1

100

卷之三

—

アルゼンチン共和国	アルゼンチン共和国の企業が営む船舶又は航空機による国際運輸業に係る所得	所得税及び法人税
イスラム共和国	レバノン共和国の居住者が営む船舶又は航空機による国際運輸業に係る所得	所得税、法人税、住民税及び事業税
イスラム共和国	イラン・イスラム共和国の法人が営む航空機による国際運輸業に係る所得	所得税及び法人税

二 この表中「アルゼンチン共和国の企業」と本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約に基づき当該所得に対応する同表の税目欄に掲げる税を免除される国際運輸業に係る所得を含まないものとする。

は、アルゼンチン共和国政府、アルゼンチン共和国の租税に関する同国の居住者であり、かつ、日本国の租税に関する所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者でない個人（死亡した当該個人の未分割の財産がアルゼンチン共和国の租税に関する個人として取り扱われる間における当該財産を含む。）及びアルゼンチン共和国に本店又は主たる事務所を有する法人（同国の租税に関する法人として取り扱われる団体を含む。）をいう。

三 この表中「レバノン共和国の居住者」とは、

レバノン共和国の租税に関する同國の居住者であり、かつ、日本國の租税に關し所得稅法第二条第一項第三号に規定する居住者でない個人及びレバノン共和国に本店又は主たる事務所を有する法人（同國の租税に關し法人として取り扱われる企業を含む。）をいう。

四 この表中「住民税」とは、道府県民税（道府県民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限るものとする。）及び市町村民税（市町村民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限るものとする。）をいう。